

## ○宇美町公式 SNS 運用方針

(平成 29 年 9 月 29 日告示第 93 号)

改正 令和 5 年 6 月 30 日告示第 67 号 令和 6 年 4 月 4 日告示第 58 号

### 1 目的

本方針は、宇美町の公式 SNS(以下「公式 SNS」という。)を活用した情報発信の運用について必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

公式 SNS は、宇美町の取組、行事等の情報を発信することを通じて、公式 SNS の利用者(以下「利用者」という。)に宇美町の理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的とする。

また、公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信等は行わない。宇美町に対する意見・問い合わせについては、各課等のメールアドレスにおいて受け付けるものとする。

### 3 運用方法

(1) 公式 SNS は、シティプロモーション課において運用することとする。

(2) 公式 SNS では、宇美町に係る次の情報を発信することとする。

ア 宇美町ホームページの掲載内容

イ 公式 SNS に関する情報

ウ その他宇美町に関する町民ニーズの高い情報や周知する必要のある情報

### 4 免責事項

(1) 公式 SNS の掲載情報の正確性については万全を期するものとするが、宇美町は、利用者が公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負わない。

(2) 宇美町は、ユーザーにより投稿された公式 SNS に対する、「リプライ」、「リポスト」、「コメント」等について一切責任を負わない。

(3) 宇美町は、公式 SNS に関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。

(4) コメント等の投稿に係る著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは宇美町に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、宇美町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとみなす。

### 5 利用者による書き込みの削除等

次の各号のいずれかに該当する場合は、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

(1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

(2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの

(3) 政治又は宗教活動を目的とするもの

(4) 著作権、商標権、肖像権その他宇美町又は第三者の知的所有権を侵害するもの

- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報特定し、開示し、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 町長の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 宇美町の発信する内容に関係ないもの
- (15) その他宇美町が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

#### 6 著作権について

公式 SNS の内容については、私的利用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、宇美町に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う際は、適宜出所を明示すること。

#### 7 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は、宇美町ホームページに掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

#### 8 その他

本方針に定めるもののほか、SNS の運用について必要な事項は、SNS ごとに定めるものとする。

#### 附 則

この告示は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則(令和 5 年 6 月 30 日告示第 67 号)

この告示は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則(令和 6 年 4 月 4 日告示第 58 号)

この告示は、公示の日から施行する。